

## 令和3年度 計画の軽微な変更について

(前回の变更日期時：令和2年3月24日)

■ 3月7日付け 軽微な変更に係る届出書を3省庁宛てに提出

## ■ 変更内容

## ① 計画策定の経緯の追加

## ② 文化財の新規指定等による時点修正

(新規追加)

## ○ 国登録等

- ・ 筒井家住宅 : 登録有形文化財／令和2年4月3日登録
- ・ 旧十八屋（櫻館）：登録有形文化財／令和2年5月17日登録
- ・ 小倉家住宅 : 登録有形文化財／令和3年10月14日登録
- ・ 青木 弘治（規矩術（近世規矩））：選定保存技術保持者／令和3年10月28日認定

## ○ 市指定

- ・ 木造 薬師如来坐【開口神社】／令和2年3月19日指定
- ・ 紙本墨書 雑阿含経卷第三十六【法道寺】／令和2年3月19日指定
- ・ 日置荘西町窯跡群出土 須恵器製作用具／令和2年3月19日指定
- ・ 堺環濠都市遺跡大坂夏の陣被災遺構出土一括資料（SKT39 地点出土品）  
／令和4年2月25日指定

## ○ その他

- ・ 重要文化財 太刀 銘 眞利／所有者変更（市内企業の所有に）

(削除)

- ・ 重要文化財 醍醐山寺院本物記／所有者変更（国所有へ）

## ③ 事業期間等の変更

- ・ 視点場の整備に関する調査検討：令和元年度に事業が完了したため、最終年度を変更
- ・ 百舌鳥古墳群ガイド機能の整備：令和2年度に事業が完了したため、最終年度を変更
- ・ 自転車通行環境の整備：令和2年度に事業が完了したため、最終年度を変更
- ・ 阪堺線停留場美装化事業：平成30年事業完了としていたが、令和2年度に事業を実施したため、最終年度を修正
- ・ 堺市地域文化遺産活用活性化事業：事業手法（支援事業名）の変更 ※補助メニューの名称変更